

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部庄和総合支所 No.001

処 分 名	庄和総合支所の会議室、市民ホールの使用料の還付
処 分 の 概 要	既納の使用料は還付できません。
根拠条例等・条項	春日部市行政財産の使用料に関する条例(平成 17 年条例第 79 号)第 4 条
処 分 基 準	既納の使用料は還付しない。ただし、次の事項に該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができます。 (1) 公用又は公共用に供するため、行政財産の使用の許可を取り消したとき。 (2) 使用の許可を受けたものの責めに帰することのできない理由により、行政財産を使用することができないとき。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正：平成 30 年 4 月 1 日)
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市行政財産の使用料に関する条例 (使用料の還付) 第 4 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。 (1) 公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したとき。 (2) 使用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により、行政財産を使用することができないとき。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部庄和総合支所 No.002

処 分 名	庄和総合支所の会議室、市民ホール、市民ギャラリーの使用の制限
処 分 の 概 要	使用許可する場合に必要な条件を付すことがあります。 また、庁舎の秩序の維持又は災害の防止のために、立ち入りの制限又は退去を命じることがあります。
根拠条例等・条項	春日部市会議室等使用規則(平成 28 年規則第 103 号)第 7 条 春日部市庁舎管理規則(平成 17 年規則第 131 号)第 8 条、第 9 条、 第 11 条
処 分 基 準	1. 許可に必要な条件を付し、又は守るべき事項を指示することができます。 必要な条件又は守るべき事項とは、 (1) 目的以外の使用をしないこと。 (2) 危険物又は会議室等を汚損する原因となるような物品等を搬入しないこと。 (3) 火気を使用しないこと。 (4) 飲酒をしないこと。 (5) ゴミは持ち帰ること。 2. 違反者には、立ち入りの禁止、当該行為の制止、退去を命じることができます。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正：平成 30 年 4 月 1 日)
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市会議室等使用規則

(使用者の遵守事項)

第7条 会議室等を使用するもの(以下「使用者」という。)は、会議室等の使用に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 目的以外の使用をしないこと。
- (2) 危険物又は会議室等を汚損する原因となるような物品等を搬入しないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) 飲酒をしないこと。
- (5) ゴミは持ち帰ること。

■春日部市庁舎管理規則

(許可条件等)

第8条 管理責任者は、前条の許可申請に許可を与える場合において必要があると認めるときは、その許可に必要な条件を付し、又は守るべき事項を指示することができる。

2 管理責任者は、前項の条件又は指示に違反する者があるときは、その者に対して違反事項の是正を命じることができる。

(立入りの制限等)

第9条 管理責任者は、庁舎内の秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、庁舎に立ち入ろうとする者又は立ち入った者に対し、その人数、時間若しくは場所を制限し、又は庁舎への立入りを禁止する等の必要な措置を講じることができる。

(違反者等に対する措置)

第11条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する者又はそのおそれが明らかである者に対し、庁舎への立入りを禁止し、当該行為を制止し、庁舎からの退去を命じ、物件の撤去又は搬出を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条又は前条の規定に違反した者
 - (2) 第8条第2項の規定による命令に従わなかった者
 - (3) 第9条の規定による措置に従わなかった者
- 2 管理責任者は、前項に規定する物件の所有者又は占有者が、同項の命令に従わないとき、若しくはその者が判明しないとき、又は緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去し、又は搬出することができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:市民生活部庄和総合支所 No.003

処 分 名	行政財産の目的外使用許可の取消し
処 分 の 概 要	施設の管理責任者は、行政財産の使用の許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項、同条第9項 春日部市庁舎管理規則(平成17年規則第131号)第11条第1項
処 分 基 準	個々の事案について、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令等の定め以上に具体的な基準をあらかじめ定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正：平成 27 年 4 月 1 日)
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■地方自治法 （行政財産の管理及び処分） 第 238 条の 4（略） 2～6(略) 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 8（略） 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。 ■春日部市庁舎管理規則 第11条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する者又はそのおそれが明らかである者に対し、庁舎への立入りを禁止し、当該行為を制止し、庁舎からの退去を命じ、物件の撤去又は搬出を命じ、又は許可を取り消すことができる。 (1) 第6条又は前条の規定に違反した者 (2) 第8条第2項の規定による命令に従わなかった者 (3) 第9条の規定による措置に従わなかった者

不利益処分の処分基準

担当部署:市民生活部庄和総合支所 No.004

処 分 名	庁舎への立入りの制限
処 分 の 概 要	基準の要件を満たした場合、庁舎内の秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、施設利用者の庁舎への立入りを制限することがあります。
根拠法令等・条項	春日部市庁舎管理規則(平成17年規則第131号)第9条
処 分 基 準	個々の事案について、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、条例等の定め以上に具体的な基準をあらかじめ定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日(最終改正：平成27年4月1日)
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■春日部市庁舎管理規則 (立入りの制限等) 第9条 管理責任者は、庁舎内の秩序の維持又は災害の防止のため必要と認めるときには、庁舎に立ち入ろうとする者又は立ち入った者に対し、その人数、時間若しくは場所を制限し、又は庁舎への立入りを禁止する等の必要な措置を講じることができる。

不利益処分の処分基準

担当部署:市民生活部庄和総合支所 No.005

処 分 名	違反者等に対する措置
処 分 の 概 要	施設の管理責任者は、違反者等に対して、違反事項の是正、施設への立入りの禁止、当該行為の制止、施設からの撤去、許可の取り消しをことができます。
根拠法令等・条項	地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項、同条第9項 春日部市庁舎管理規則(平成17年規則第131号)第8条、第9条、第11条
処 分 基 準	法令等の規定において、違反者等に対する判断基準が具体的かつ明確に規定しているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日(最終改正：平成 27 年 4 月 1 日)
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第 238 条の 4 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 (略)

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

■春日部市庁舎管理規則

(許可条件等)

第 8 条 管理責任者は、前条の許可申請に許可を与える場合において必要があると認めるときは、その許可に必要な条件を付し、又は守るべき事項を指示することができる。

2 管理責任者は、前項の条件又は指示に違反する者があるときは、その者に対して違反事項の是正を命じることができる。

(立入りの制限等)

第 9 条 管理責任者は、庁舎内の秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、庁舎に立ち入ろうとする者又は立ち入った者に対し、その人数、時間若しくは場所を制限し、又は庁舎への立入りを禁止する等の必要な措置を講じることができる。

(違反者等に対する措置)

第 11 条 管理責任者は、次の号のいずれかに該当する者又はそのおそれが明らかである者に対し、庁舎への立入りを禁止し、当該行為を制止し、庁舎からの退去を命じ、物件の撤去又は搬出を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(1) 第 6 条又は前条の規定に違反した者

(2) 第 8 条第 2 項の規定による命令に従わなかった者

(3) 第 9 条の規定による措置に従わなかった者

2 管理責任者は、前項に規定する物件の所有者又は占有者が、同項の命令に従わないとき、若しくはその者が判明しないとき、又は緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去し、又は搬出することができる。